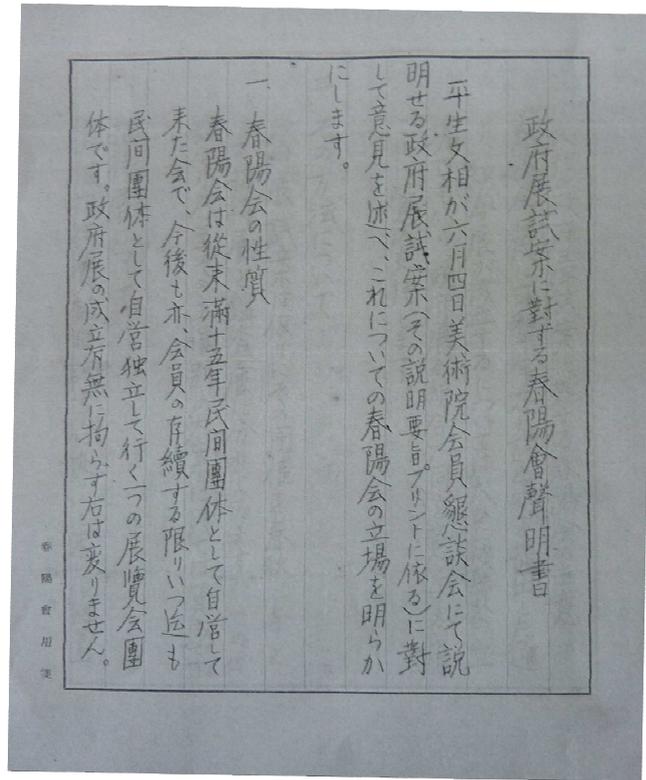


〔政府展試案に対する 春陽会声明書〕



平生文相が六月四日、美術院会員懇話会にて説明せる政府展試案（その説明要旨プリントによる）に対して意見を述べ、これについて春陽会の立場を明らかにします。

一、春陽会の性質

春陽会は従来滿十五年民間団体として自営して来た会で、今後亦、会員の存続する限りいつ迄も民間団体として自営独立して行く一つの

展覽會団体です。政府展の成立有無に拘らず右は変わりません。

二、文相の政府展試案に対する春陽会の主意。

春陽会は夙に昭和十年九月試案を提出した通り、綜合展が成立するについては大ひに協賛の立場ですから、政府展が綜合大同を意とする限りこれに賛成支持します。

三、その方法について

政府展試案は仮りにその開催を春秋二季とする招待展と監査展に分かれてゐますが、この分割案乃至その主催別の大案については賛成です。

四、招待展について

この被招待資格は試案に従ふと未だ範圍明らかならざるも、若し旧帝展の無鑑査が全部復活する等の場合があれば、春陽会は会の詮考したる会友の全数迄右資格の中に含まる可きことを主張します。

五、監査展について

春陽会本来の意見としては、文部省がこの監査委員を求むる場合は美術院に諮ると同時に在野団体に諮る可く、在野よりこの委嘱を受ける者は、美術院に依つて詮考される性質よりも各自所屬の団体それ自身から選任された代表者であるべきことを条件とします。

団体尊重は従来と変わらず向後も春陽会の根則であります。

しかし当面の場合は、右を固執主張すると、その結果その方法論だけで大同より遠ざかつて小異を樹^たてる立場に傾くこと有る可きは好まないのです、便宜上政府展試案に依る場合——監査委員委嘱内規案の第一案を採ります。

以上。

細部に涉つては略します。

昭和十一年六月十二日

春陽会 (印)